

平成 31 年 第 2 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 31 年第 2 回東彼杵町議会臨時会は、平成 31 年 3 月 29 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	堀 進一郎 君	2 番	吉永 秀俊 君
3 番	岡田 伊一郎 君	4 番	前田 修一 君
5 番	口木 俊二 君	6 番	立山 裕次 君
7 番	浪瀬 真吾 君	8 番	森 敏則 君
9 番	大石 俊郎 君	10 番	橋村 孝彦 君
11 番	後城 一雄 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 悟 君	教 育 長	加瀬川 哲文 君
副 町 長	(不 在)	建 設 課 長	楠本 信宏 君
総 務 課 長	松山 昭 君	健康ほけん課長	深草 孝俊 君
農林水産課長	高月 淳一郎 君	町 民 課 長	構 浩光 君
農 委 局 長	(高月 淳一郎 君)	財政管財課長	三根 貞彦 君
水 道 課 長	氏福 達也 君	まちづくり課長	岡田 半二郎 君
教 育 次 長	岡木 徳人 君	税 務 課 長	山下 勝之 君
会 計 課 長	森 隆志 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記 辻	由美子 君
--------	---------	-------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	発議第 5 号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
日程第 4	(削 除)
日程第 5	議案第 32 号 東彼杵中学校空調設備設置工事請負契約について

6 閉会

開 会（午前9時31分）

○議長（後城一雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後城一雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番議員、浪瀬真吾君、8番議員、森敏則君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（後城一雄君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 発議第5号 東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（後城一雄君）

日程第3、発議第5号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。8番議員、森敏則君。

○8番（森敏則君）

発議第5号、東彼杵町議会議長、後城一雄様。提出者、東彼杵町議会議員、発議者森敏則、賛成者吉永秀俊、同じく岡田伊一郎、同じく大石俊郎、同じく立山裕次。東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条並びに会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案の理由。本町においては、平成17年12月議会で、議員定数16名を12名に、また、平成26年9月議会で12名を11名に削減し、今日にいたっております。総務厚生常任委員会5名は、適正な議員定数とあるべき議会の姿について、町民の意見等を収集して、3月14日の本会議において東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、これは11名を3名減らして8名にするという発議をさせていただきました。過去3回としてありますのは、10名に削減するのを2回、8名に削減するのを1回という意味でございます。この採決の結果、賛成5・反対5の同数となり、

議長裁決で否決と、これも3回否決となりました。

しかし、我々5名は採決の結果を真摯に受け止め、再度慎重に審議を行い、奇数定数を是正し、偶数定数にすることを最優先することと判断しました。また、この度の統一地方選挙（町議会議員選挙）の立候補者説明会、3月19日行われましたが、定数の11人に対し11人の立候補予定者が見込まれています。したがって、総合的に判断した結果、無投票当選の可能性のあることを鑑み、統一地方選挙（町議会議員選挙）の告示前に議員定数を削減して、町民の審判を受けることが必要不可欠との結論にいたり、現行の条例定数を改正するものでございます。

条例改正の主な理由は次のとおりです。

- ①来月行われる統一地方選挙（町議会議員選挙）の無投票を避ける。
- ②今後も続く人口減少（2月末現在7,969人）を考慮し、人口規模に対して適正な議員定数（本来なら基本的に8人）が望ましいと思われる。
- ③自主財源の柱である地方交付税等の減額による、厳しい財政状況が今後も続くことが想定され、議会自らも身を切る覚悟が必要であると考えております。
- ④12名以下の少定数の議会における奇数定数議会（現在11名）の弊害と懸念されていた議長裁決が、過去に何度も発生し、議長の中立公正性が著しく保たれていないということが理由でございます。

裏面をお願いします。東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。本則中「定数は、11人」を「定数は、10人」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するというところでございますので、来月告示される町議会議員選挙に適用するというところでございます。

新旧対照表は今のことを書いてありますので、後ほどご覧ください。慎重審議し、常識ある判断で結論くだされば結構かと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（後城一雄君）

これより提出者に対する質疑を行います。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

今回、これを読ませていただきましたが、実に素晴らしい。何度も何度も否決され、そしてまた、可決される見込みと言いますか、担保もないまま、また出す。その一貫性は評価できると私は思っております。また、個人的には私自身も10というのは有りなのかなという思いも実はあります。そこでお尋ねですけれども、これは、あなた方は、ここにも書いてありますように、議員自ら身を切る覚悟が必要であると書いてあります。これは、我とわが身を厭わず公共のために尽くすという高い理念が感じられますが、また、そういうふうを受け止めてよろしいのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8番（森敏則君）

そう受け止めてください。

○議長（後城一雄君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

素晴らしいと思います。可決される見込みというものは、まず無かったと思われます。ならば、この賛成された誰かが出馬を止めて、高い理念を示そうという意見は出ませんでしたか。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今の橋村議員の話は、前回 11 名を 8 名にした時に、発議者と賛成者 2 人いましたが、この 3 人減ればちょうど 8 人になるからいいじゃないかというような理論をされました。これは議員の定数の削減問題と、そして議員の欠員の話と一緒にされること自体が、これは議員の資質がいかかなものかなと、私はそう思います。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

私は、そういうことを聞いておりません。そういう意見は出たか出なかったのかのみお答えください。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

そういう意見はありません。

○議長（後城一雄君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

それなら、この間の議論と全く同じことになりますが、発議者あるいは賛同者の中で、できれば最古参の方、そういうお二人が辞めれば、あなた方が望む選挙になるでしょう。そしたら若い人達も出てくる可能性が高まる。だったらお辞めになって理論の整合性を証明したらどうですかという話ですよ。町長給与半額にも賛成しながら批判する、全くこれと同じ理屈になりますよ。どうですか。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

質問されている意味がよくわかりません。

○議長（後城一雄君）

3 回までですので、もういっぱいになっておりますので。

○——△——

意図がわからんと言ってるならばそれに答えなくてはいけません。3 回までという決まりはわかりますよ。私の言い方が悪くて理解できなかったと言ってますから、じゃあ理解できるようにもう 1 回お願いしますよということです。

○議長（後城一雄君）

はい、わかりました。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

ですから、お二人が辞められたらいかがでしょうかという問いです。

○議長（後城一雄君）

提出者、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

全く先ほど言いました、議員定数削減の問題と議員の欠員、我々が辞めることは議員の欠員なんですよ。その辺のことをまず理解しないと、これは新聞報道に書いてありますが、議会機能の低下と書いてあったか、それに繋がってくるんじゃないかなと思います。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

他にないようですので、これで提出者に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています発議第 5 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。始めに、本案に反対者の発言を許します。7 番議員、浪瀬真吾君。

○7 番（浪瀬真吾君）

この発議第 5 号、議員定数 11 名から 10 名への削減は、この任期中に 2 回も発議され否決されました。また、前回の議会でも 11 名から 8 名へも否決されたところがございます。同じメンバーで採決するにもかかわらず提出されたことへの疑問、また、選挙の告示日があと 20 日も無いにもかかわらず提出されたことへの疑問、立候補予定者の中には、今の定数で選挙があると思って説明会に出席された方もいらっしゃると思います。この件につきましては、以前にも何回も論議し、苦渋の決断の結果、現在の定数に至った経緯があります。議会には町民の声を反映させる貴重な役割があります。町民の中にはいろいろなことを執行部に訴えても、なかなかやっていただけない等不満の声もあります。東彼杵町は面積も広く広範囲に亘っている中で、いろんな職種の多様な考え方、多様な意見に耳を傾け、それぞれの意見を交えながら一定の方向性を見出し、町民に答えていくのが好ましい姿ではないかと考えます。定数を削減すれば中心部から離れた中山間部の集落は、議員の選出も厳しくなることも予想され、地域の声はますます届かなくなる恐れがあります。むしろもっと多くいた方が良いのではないかと考えるくらいであります。議会運営にしても、皆さんわかっておられることだと思いますが、現在の議長を除く 5 名以上で運営した方が、議会運営としては好ましい姿ではないだろうか、これ以上削減すれば、議会の低下を招くとそういったことも考えられます。よって、今回の発議 5 号、議員定数削減には反対です。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の発言を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は、発議第 5 号に賛成する立場であります。賛成する理由はたくさんありますけれども、今回は 3 点だけ述べさせていただきます。

まず第 1 点。わが町より人口が約 5,000 名多い佐々町。これは約 10 年前から、わが町より 1 名少ない 10 名の議員で議会活動を行って、議会活動の役割をしっかりと果たしておられます。わが町としてもできないはずがありません。

2 番目。町民の大多数の意見は、5 年前の議員定数の削減運動においても有権者の約 4 割の方々が署名に賛同していただきました。今でも変わっていないと思います。議員定数削減に反対しておられる、ここにおられる議員の方の中にも 5 年前削減運動の署名に賛成しておられた方もおられます。現時点における町民の意向も、議員定数削減をし、議員としての報酬を上げ、議員としての魅力アップを図り、しっかりと議員としての役割を果たして欲しいというのが、最近多く聞かれています。

3 点目。人口は年間約 100 名程度減少している中、議会としてもコンパクトで今まで以上に町民の声を聞く努力が求められていると思います。過去 4 年間で振り返った時、議会全体として町民の方々の声を聞く努力は何回されたでしょうか。区長会 2 回、商工会 1 回、いきいきサロン 1 回、計 4 回であったと記憶しております。なぜそうなったのか、反対される議員の方々が、町民の声を聞くということに反対されたからできなかったのであります。議員定数削減に反対しておられる議員の意見の中には、議員定数を減らせば、町民の多様な意見を吸い上げる議会機能の低下を招くとの意見が 28 日の新聞に報道されていました。しかし、その意見は、町民の意見を聞く回数を大幅に増やし、それぞれの議員の意識を変えればその懸念は払拭できるはずで、以上 3 点、賛成理由を述べてきましたが、いずれにしても民主主義の原点は、大多数の町民の声に耳を傾けていくことが大切であろうかと思えます。それが議員として心がけるべきことだと思えます。よって、本発議に賛成をいたします。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に反対者の発言を許します。ありますか。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

先ほどの発議者の問答を聞いておまして、理念も信念も感じる事ができません。今、大石議員がいみじくもおっしゃった佐々町 10 名の話ですけど、こういった状況が続けば地方の議会制民主主義は崩壊する。議会人が議会を守るべきだと思っております。賛成派は、多数派狙いと大衆受けを狙ったポピュリズムとしか受け止められない。こういう案には私は決して賛成することはできません。反対です。

○議長（後城一雄君）

次に、本案に賛成者の討論を許します。2 番議員、吉永秀俊君。

○2 番（吉永秀俊君）

ただいまの同僚議員の意見、大衆に向けたアピール、なんですかそれは。誠に失礼な話ですよ。失礼な話です。私はこの 4 年間、このような議長裁決が、たぶん 4、5 回あったんじゃないかと思っております。本来ならば、こういった同票が見込まれる場合は、議長が両方の代表者を呼んで、そしていろんな意見を聞いて、議長自らが折衷案を出すとか妥協案を出せば、そして議会運営をう

まくしていく、こういうことが一度も無かった。正に、この4番目に書かれてあります少数の奇数定数議員の弊害が正しく出たんですよ。これをやっていただければですね、こういう話もならなかったかもしれません。本来ならば、他の奇数の議会を聞いてみますと、やはり議長が仲裁案を作ったり、折衷案を作ったりして、なるべくならば全会一致で、こういったものは議会に提出をするというのが、他の自治体の傾向といえますか、そういった流れになっているようでございます。現在、町民の皆さんに聞くと、東彼杵町の町会議員は要らないと。極端な話、議長1人でいいじゃないかという意見も聞きますよ。事実そうなっているんですから。議長1人の考え方で物事が決まっている。こういう議会が正しく、この少数議会の奇数定数の弊害なんですよ。

それからもう一つ、ここにいらっしゃる議員の皆さん、良く思い出してくださいよ。4年前、皆さんそれぞれ自分で手を挙げて、私は4年間これをしたい、あれをしたいと言って町民の皆さんに訴えられました。それで、議員の皆さん、この4年間それぞれいろんなことを頑張られて汗をかいてこられたと思うんですよ。それを評価していただくのが選挙なんですよ。その評価をしていただく、この機会を失って良いんですか。わたしは、やはり自分が4年間この目標に向かって頑張ってきた、汗をかいてきた。それならば、やはり町民の皆さんの評価を聞きたいと思いませんか。それが選挙なんですよ。そのために選挙があるんですよ。そしてまた、良い票を取れば、それを糧に、また次の4年間頑張る。私はこれが議員の役目だと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者の討論を許可します。5番議員、口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

私は、反対討論の方で話をさせていただきます。先ほどから、反対討論の方にも出ておりますけれども、選挙まで後1か月も無い状態で、こういった話が出ること自体が、私は間違っているんじゃないかなと思っております。そして、削減したら町民が納得するのか、ああ良かったなとこれだけで話が終わってしまうのか。浪瀬議員も話をされましたが、もし、中央の方に議員が固まってしまうたら、周辺地域の声は吊り上がってきません。今まで以上に過疎化になるのではないかと思っております。それと、昨年か一昨年から忘れましたが、意見交換会で総務委員会の方が話をされましたが、報酬を下げて地域密着型の議員ということで、議員定数を増やして進めて良いのではないかと話をされておりましたけれども、こういった話はされなかったのか。そして総務委員会だけで話をしながら真摯に受け止めてということでもありますけれども、やはりこういう話は全員で話を進めながら、すぐには決定できる問題じゃないと思うんですよ。やっぱり、今のままで、議員定数も現定数でいった方が、私は、良いのではないかと考えて反対をしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

次に、賛成者の討論を許します。3番議員、岡田伊一郎君。

○3番（岡田伊一郎君）

私も、実は定数を増やして報酬を下げてという意見を言いました。確かに総務委員会で言いました。しかし、皆さんと考えて、考えを同一するためには、定数を減らしていくために私はこれにも賛成しました。何故ならば、2案、国の諮問機関も出してるんですね。専門性にするか、もっと増やして地区代表にするか、そういう考え方がありました。でも今、今回うちの町で進めていきたいというのは、こういう専門性を高めて報酬を上げるということだったので、私は、今回は議員には

出ませんけども、今おっしゃられた議員の発言は、議員というのは地区の代表ではないんですね、町の議員なんですよ、町会議員。それと、議員さんがいない地区も、今の町長は行政を公平公正に平等にされてますよ。特にお茶の地区とかですね、はっきり言ってお金もどンドン投資をします。そこは、はっきり言って議員さんは誰もいませんよ。法音寺、菅無田、坂本、中尾、全部いないじゃないですか。千綿も中岳とか蕪。しかし、どンドン行政は公平公正にしてるんですよ。議員がいようがいまいが、それは関係ないんです。だから、私は、今この発議されたことに賛成です。以上であります。

○議長（後城一雄君）

次に、反対者に討論を許可します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決します。この表決は起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

○議長（後城一雄君）

確認しました。ただいまの起立者の数が5名です。したがって、可否同数ということになりましたので、地方自治法第116条第1項の規定により議長が裁決をいたします。本案については、議長は否決と裁決いたしました。したがって、発議第5号東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は否決されました。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時57分）

再開（午前9時58分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、発議第6号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、提出者から撤回の申し出がありましたので、許可いたしました。

つきましては、日程第4、発議第6号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、議事日程から削除いたします。

日程第5 議案第32号 東彼杵中学校空調設備設置工事請負契約について

○議長（後城一雄君）

日程第5、議案第32号東彼杵中学校空調設備設置工事請負契約についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（渡邊悟君）

議案第 32 号、東彼杵中学校空調設備設置工事請負契約についてでございます。次のとおり請負契約を締結することについて議決を求めます。契約の目的が、東彼杵中学校空調設備設置工事。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、4438 万 8000 円。契約の相手方、大村市西三城町 13 番地 17、会社名が松田電気工事三株式会社、代表取締役藤本順。提案の理由といたしましては、東彼杵中学校空調設備工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、本案を提出するものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明をさせます。慎重審議の上、適正なるご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

議案第 32 号、町長に代わり説明をいたします。配布をいたしております 4 枚綴りの図面をご覧ください。1 枚目が総括表になっておりまして、2 枚目から 4 枚目までは、それぞれの各階の平面図を添付いたしております。朱書きになっております所が、空調設備の設置場所ということでご覧いただければと思います。説明につきましては、1 枚目の総括表で行いたいと思います。

設置する中学校ですけれども、現在の彼杵中学校です。31 年 4 月 1 日に東彼杵中学校として開校予定いたしております。空調設備の型式につきましては、既に契約を締結いたしております小学校 2 校と同様に、個別設置型としております。それぞれの空調機でスイッチがついておりまして、空調の管理ができます。また、職員室の方に集中コントローラーを設置いたしまして、全体的な管理を行うようにいたしております。設置の内容ですけれども、1 枚目の総括表の真ん中の表、右から 3 つ目の欄に台数、それから右から 2 つ目の欄に設置場所を記載しております。普通教室につきましては、10 教室それぞれ 1 台ずつの 10 台。他、特別教室も含めまして、合計で 21 台を設置いたします。これに伴いまして高圧の電源設備が、増設が必要になりますので、その工事も含めて発注をいたします。工期につきましては、この事業に国費の補助金を活用いたします。その事務処理の関係上、現在のお願いいたしております契約におきましては、平成 31 年 3 月 31 日までの工期を設定し、国費の繰越等の承認手続きが完了次第、業者と協議の上、夏場までの供用開始に間に合うように工期の設定を検討したいと思っております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（後城一雄君）

それでは、これから、質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。8 番議員、森敏則君。

○8 番（森敏則君）

今の説明の中で、夏場まで設置ということでございますが、この夏場までというのは具体的にどの期日になるのか、検討はついているんですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

現在、当方で検討いたしておるのが6月末の28日までで竣工ができないか、その期日で業者と協議をいたしたいと思います。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

職員室にある、集中管理リモコンですが、これはどういうふうなシステムになっていますか。具体的にちょっと。例えば、教室の温度が何度以上になったら自動的にエアコンが付くとか、そういうふうになっているのか。また、温度が28度以上にならなければ、エアコンは付かないのに、暑いからと生徒が勝手にスイッチを触ることができるのか、できないのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

職員室の集中管理コントローラーにつきましては、基本的にはスイッチを入れたり、切ったりということでの管理ということになります。それぞれの教室とか特別教室での温度管理は、そこについているコントローラーで行うということになっております。中学校でありますので、特別教室等夏休み期間中とかそういったところで生徒会の活動とか、あるいはいろいろな課題研究とかに特別教室を使う場合もあります。そういった所で消し忘れとかを防止し、ランニングコストの適正な管理を行うということで、職員室に集中管理をつけるということでございます。ちなみに、議員からご質問があった何度以上になったら自動的にスイッチが入るというふうな機能は付いておりません。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

他に。2番議員、吉永秀俊君。

○2番（吉永秀俊君）

そしたら、各教室の教科の先生に、例えば、今日は暑いから、28度以上になったからエアコン付けるよねとか、そういうふうな決まりになっているのか。それともその場の雰囲気ですぐ生徒の方から暑いからエアコンを入れてくださいと言ったら、入れるのか。はっきり言って同じ東彼杵中学校でも、3階と1階では、例えば、こっちは28度だけど、こっちは31度になってるという場合もあると思うんですよ。だから、各全部の教室が一斉にエアコンがつくということにはならないと思うんです。だから、そういうことで各教室でそれぞれエアコンのスイッチをONにするということなんでしょうけど、やはり基本的には何度になったらエアコンを入れるんだと、使うんだという事は決めていた方が良く思うんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

供用開始の目標を6月末、7月から供用開始ということで検討いたしております。今回の事業は全国一斉に国の施策として各市町村実施をいたしておりますので、当然、運用については、議員ご指摘のとおり教室の向きとか、日当たりの状況等で温度の状況が変わってきますので、共通事項としてのガイドラインの作成は必要と考えております。供用開始の6月までには各学校の意見も聞きながら、共通の空調設備の使用に係るガイドラインは定めたいと思っておりますが、現時点では他の市町村の動向も含めて検討いたしている段階です。それと、議員からご指摘もあるように、それぞれの教室で基本的には温度管理をしまして、スイッチを入れる、切るというふうな判断については、原則として、そこの担任の教諭、あるいは、教科でその教室を使う教職員になるのではないかと考えております。今のところは、まだガイドラインは策定いたしておりません。今後、作業を進めていく予定にしております。以上です。

○議長（後城一雄君）

7番議員、浪瀬真吾君。

○7番（浪瀬真吾君）

確認をしておきたいと思いますが、以前にも質問をいたしましたけれども、今日、可決をいたしますと、早速、工事にかかられると思いますが、現在春休み期間中ということで、後10日ほどあります。それとまた5月の連休も10日ほどあります。それとまた土日、授業がない日もあります。そこで順調に工事ができるようなタイムスケジュールあたりも、業者の方から提出いただいでいかれるものなのか、授業中には絶対差し支えないように工事を中止されるのか、その辺を少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

教育次長。

○議長（後城一雄君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡木徳人君）

本日の議案で、契約についてご承認をいただければ、早速、業者の方に施工計画書、工事工程表の提出を求めます。ただし、その中で、議員ご指摘のとおり学校の授業等がありますので、空き教室を利用して移動しながら設置をするのか、その辺については、まだ、業者との協議には入っておりません。契約締結後に、そこも含めて協議をして、なるべく早くに竣工できるように、業者、学校との協議をしながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（後城一雄君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 32 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後城一雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号東彼杵中学校空調設備設置工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

監査委員の件につきまして、町長に対し緊急質問をしたいと思いますので、許可を願います。

○議長（後城一雄君）

ただいま、大石俊郎君から、監査委員の件について緊急質問をしたいと同意を求められましたので、したがって、大石君の監査委員の緊急質問の件を議題とし採決します。この採決は起立によって行います。大石君の監査委員の緊急質問に同意の上、日程に追加することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後城一雄君）

起立多数です。したがって、大石俊郎君の監査委員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは可決されました。大石俊郎君の発言を許します。9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

緊急質問の趣旨は、2 月末、監査委員であられた岡田議員が退かれて、3 月から監査委員は 1 名の状態となっております。地方自治法第 195 条第 2 項において、監査委員の定数は、東彼杵町の場合にあっては 2 人とすると定められております。この自治法からして、現在 1 名の状態は違反して

いることとなります。この違法状態を一日でも早く解消しなければなりません。

質問です。前回の定例会で、立山議員が議会の総意として監査委員として推挙されましたが、町長は不同意として却下をされました。却下された理由は議長からお伺いしておりますけども、町長の口から改めて説明を求めます。以上であります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

発議も何もしてないわけですから、答える必要ないかと思います。全く発議してませんので。議長に話をしてるだけです。議会との推薦でしょうから、私は発議してませんから。

○議長（後城一雄君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 14 分）

再 開（午前 10 時 16 分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、緊急質問がありました。これは、今おっしゃった地方自治法の規定によりまして、議会の同意を得て、そして町長が発議をいたします。その発議をしなかったという理由は、ここでは答えることはできません。それは、議長にも話をしておりますので十分お分かりだろうと思っておりますので、全員協議会か何かでやってもらうのがいちばんいいのかなと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

議員必携 97 ページの第 6 項に、臨時会の緊急質問というのがあります。そこに、臨時会においても緊急を要する事件が起きたとき、あるいは客観的にやむを得ないと認められるときは、議員の申し出を受けて、議長は議会に諮り、議会の同意を得たときは質問をすることができると定められております。これは町長が受ける、受けないという次元の問題ではありません。先ほど、議員の総意が緊急質問を私に与えることを許可していただいたわけですから、町長は受ける立場にあります。私の質問に対して答弁する、しないは、町長の自由でございますが、私には緊急質問する権利があります。是非ご理解ください。以上です。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その理由じゃなくて、今、私が議会にお願いしているのは、2 名の方を中から推薦をしてくださいと、今、議長にお願いしているんですよ。だから、そういう段階ですから、全くそこは答える必

要ないかと思えます。議長に頼んで議会の方をお願いをしてるんですよ。今日の議会に上げていただけないかという話を議長にしていますよ。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

先月の定例会におきまして、議会は立山議員を監査委員として推挙し、町長の方に上げたわけでございます。町長は、その時に、立山議員を却下された理由が、もう 1 人の監査委員の方と縁戚関係にあるから許可できないというふうに、議長の方から我々議員は聞いているわけでございます。その縁戚関係にあるということが、どうしてだめなのかということを、町長は法的に正当な事由であれば我々は理解できるんですけども、その点が理解できなかったものですから、議長からではなくて、直接、町長の口から聞きたいということで緊急質問をさせていただいたわけでございます。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、大石議員がおっしゃったとおり、議長に説明をしております。それが理由でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

町長は、もう 1 人の女性の監査委員と縁戚関係にあるから却下されたということでした。では、その縁戚関係にあるという根拠は、どこにだめだという根拠は、どこに定めてあるのでしょうか。お聞きします。根拠を教えてください。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

根拠はありません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

根拠はない。根拠はないけどだめだということは、私には理解できません。町長には確かに最終的には人事に対する専権事項というのがあるでしょう。しかし、専権事項というのは、あくまでも全て法に基づいた専権事項でなければなりません。私は、今の法に基づかない町長の専権事項はむちゃくちゃな専権事項と思うんですけど、いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、専権事項ではございません。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

したがって、縁戚関係の根拠がない。それによって議会は承服してくれと言われても、それは、到底承服できないわけです。では、立山議員がだめだったから他の議員に指名してくれということは、私個人としては、とても理解できることではありません。その辺のところをもう少し、町長、なぜ立山議員がだめなのか、縁戚関係はだめだということなんですが、もう少し具体的に掘り下げて、例えば三親等以内だからだめだとかいうことではないんですか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

法的根拠はないわけですが、監査委員というのは公平不偏ということで、これは公正にしなければなりません。80 億からの予算を監査をするわけですよ。議員さんと、監査委員と親戚の方が監査をするというのは、非常に公平を欠くと私は思っています。その見解の違いです。これは非常に大事なことなんです。監査委員というのは、本当に公平不偏ということを求められています。そこに照らし合せたら、私は、不相当だということで、立山議員がだめだとは言っていないですよ。他にいらっしゃいますので、あと 2 名の方を推薦しますので議会の方から、いわゆる発議をお願いしますと、そういう話をしています。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

縁戚関係にある。では、町長は立山議員ともう 1 人の方の女性の監査委員との縁戚関係が、どのようにあるかということは、立山議員から直接聞かれたり、あるいは調査されたんですか。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

調査はしてありませんが、いろんなお話をお伺いして親戚関係だということが分かりました。議長にもお尋ねして、そうだとおっしゃいましたので、それはいかがなものかということで、できたら公平公正を確保するために、別の方をお願いした方が、いちばんいいのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

私は、立山議員に尋ねました。女性の方と立山議員はどういう関係にあるんですかと尋ねたら、とても縁戚関係にあるような関係じゃありません。お爺ちゃんの子どもの孫の奥さんが、今の監査委員で、よく聞いてたら何が何だか遠い昔のことで関係がなっていて、縁戚関係とはとてもとてもいえるようなものではなかったわけですよ。それを、何で縁戚関係ということをして理由にして、立山議員を却下されたのか、とても私には理解できないわけです。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

見解の相違だろうと思っております。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

これは、見解の相違で逃げられる筋合いのものではないですよ。町長が縁戚関係で拒否したからと言われたから、縁戚関係ということであれば、女性の監査委員と立山議員の関係がどのようになっているのか。やはり立山議員とか女性の監査委員と直接聞かれて調べるという努力をしてからされない、調べないで却下するというのは、あまりにも乱暴すぎる。これは、町長、人事権の専権事項の範疇を超えてると言わざるを得ません。いかがですか。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

見解の相違の考えてください。以上でございます。

○議長（後城一雄君）

9 番議員、大石俊郎君。

○9 番（大石俊郎君）

見解の相違という言葉で逃げておられますが、これで町民の方は理解されるんですか。新年度になったら、6 月ですか、決算審査が待っているわけですよ。決算審査や定期監査は、地方自治法によると監査委員の合議によるものとなっております。例月検査は、調べたら、そこまでなっておりません。しかし、27 日、28 日の昨日までですか、例月検査が行われました。1 人の女性監査委員で、通常は 2 人でやってる例月検査を 1 人でやられたわけです。大変な苦勞をされたと思います。しかしながら 2 日間という日程の中でやっていたということは、検査の密度、度合いが疎かになったと言わざるを得ません。これでは本当に監査委員としての使命が、役割が 2 名設置することからすると、極めて、地方自治法からすると、かなり逸脱してると言わざるを得ないわけです。一日も早く、この 1 名という監査委員を解消してやらなければいけないと思っております。町長は、見解の相違で逃げておられますから、今後、ここにいる我々同僚議員全員が、この問題について早急につめていく必要があると思っております。以上で質問を終わります。

○議長（後城一雄君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

町民の皆様方のご意見を聞いて、監査委員は 80 億の予算を監査するわけですよ。他に誰も要らないという場合も、またいろいろあるでしょうけども、一般的には町民の方は、そういう関係は好ましくないというのは、私は常識だと思いますよ。だから、それは法には制限無いけれども監査委員の本則であります公平不偏という一番の大きな役目があるわけですから、そこは、ご理解していただいて、先に早く議長には他の 2 名の議員さんを推薦してくださいと、支障が出ないように推薦をお願いしているのですよ。だから議会の方で急いでもらえば私はいいいじゃないかと思っておりますよ。

どうぞ。

○議長（後城一雄君）

これで、9番議員、大石俊郎君の緊急質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時28分）

再開（午前10時53分）

○議長（後城一雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成31年第2回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前10時53分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議長 後城 一雄

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 森 敏則